

【調査の概要】

1 調査の目的

2025年農林業センサスは、我が国の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2025年農林業センサスは、統計法（平成19 年法律第53 号）第2 条第4 項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成20 年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44 年農林省令第39 号）及び平成16 年5 月20 日農林水産省告示第1071 号（農林業センサス規則第5 条第1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施している。

3 調査体系の概要

(1) 調査の対象

農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）

(2) 調査の系統

農林水産省 ― 都道府県 ― 市区町村 ― 統計調査員 ― 調査対象（農林業経営体）

(3) 調査の方法

調査員調査又はオンライン調査

（調査員調査は自計調査を基本とし、面接調査も可能。）

4 調査期日

令和7 年2 月1 日現在で実施した。

5 調査方法

統計調査員が、調査対象に対して調査票を配布し、統計調査員又はオンラインにより回収して行う自計申告の方法により行った。調査対象から面接聞き取りによる調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

また、調査対象が郵送による提出を希望した場合には、郵送により回収する自計申告の方法により行った。

6 用語等の解説

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間ににおける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

法人化している法人経営体 農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

基幹的農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。

7 その他

この資料の数値は概数値である。確定した詳細な数値は令和8年3月末以降に公表予定である。

【お問い合わせ先】

埼玉県総務部統計課 商工・消費統計担当

電話 ０４８－８３０－２３２４（ダイヤルイン）

埼玉県農林部農業政策課 企画・試験研究調整担当

電話 ０４８－８３０－４０３１（ダイヤルイン）

※ 全国の調査結果は、農林水産省のホームページで御覧いただけます。
ホームページアドレス

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html>